

## 指定管理者制度について

地方自治法の改正により，公の施設（公共施設）の管理が企業やNPOなどの団体に委託できるようになった。

広島県では，平成17年度から導入した。

### 【導入の目的】

公の施設の管理に，民間のノウハウを活用して，県民へのサービスの向上とともに，経費の節減を図る。

〔指定管理者制度が導入された自然公園等の施設〕

【平成17年度から導入】県民の森，もみのき森林公園，県民の浜

【平成18年度から導入】中央森林公園（[公園センタ-地区]，[フォレストガ-デン地区]），野呂山，牛小屋高原，帝釈公園

注）\_\_\_野外レクリエーション施設

指定管理者の選定は，県が**委託料**や**期間**などの条件を定めて公募し，応募者の提案を，民間の委員も加わった選定委員会で審査し，選考・決定する。

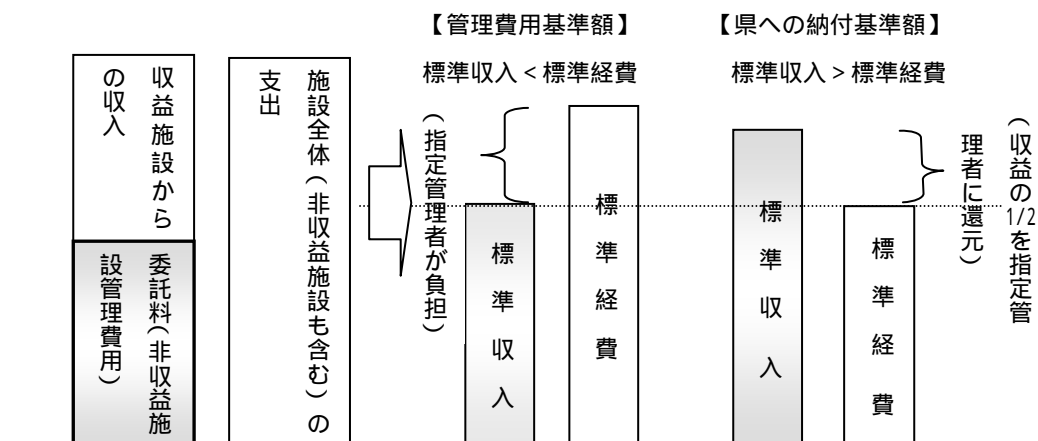
### 【平成19年度（平成20年度～22年度）公募内容】

委託料・納付額に関する事項

- ・収益施設及び非収益施設を一体で捉え，施設全体の運営に係る標準収入及び標準経費を算出（過去3カ年間の収支状況を考慮して）し，標準経費が標準収入を上回る場合は，管理費用基準額（総額の上限額）を，標準収入が標準経費を上回る場合は，県への納付基準額を明示する。

〔前回〕

〔今回〕



・応募者は施設全体の**管理運営費**を独自に積算して，県が示した委託料・納付額の範囲内の額を提案する。

指定管理者の指定期間 3年間

障害者等の利用料金減免額の補填

- ・予算の範囲内で県が全額負担

## 【参考】

平成19年度の県民の森，もみのき森林公園，県民の浜の  
指定管理者の募集における審査基準

審査基準及び審査の観点	配点ウエイト	
	平成16年度 募 集	平成19年度 募 集
(1) 県民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)	
(2) 施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 施設等の利用促進対策 ・ その他新規，魅力的な提案の有無	40	45
3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る県の経費(減免補填額を除く。) 【管理費用基準額の場合】 原則として，申請者からの提案額と最低提案額により評価する。 【申請者の点数】 = $20 \times \frac{\text{提案額}}{\text{最低提案額}}$ が県負担上限額の3/4未満の場合は，失格 【県への納付基準額の場合】 原則として，申請者からの提案額と最高提案額(納付上限額)により評価する。 【申請者の点数】 = $20 \times \frac{\text{提案額}}{\text{最高提案額}}$ が県納付基準額の5/4を超える場合は，失格 ・ 実現の可能性	25	20
(4) 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており，又は確保できる見込みがあること ・ 申請者の実績 ・ 人的能力(管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性，信頼性 ・ 申請者の取組み姿勢	35	35
合 計 点 数		